

総発第 402 号
令和2年3月27日

酒田市監査委員 加藤 裕 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



定期監査結果に対する措置等について

令和2年2月28日付監発第60号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
建築課	<p>指摘事項</p> <p>市営住宅の住宅使用料及び駐車場使用料について、過年度未収金が年々増加し、特に住宅使用料の平成30年度末過年度未収金が25,400千円となり、10年前の平成20年度末過年度未収金12,530千円と比べ金額が2倍を超え、増加に歯止めがかかっていない。増加した理由は、長期間に渡って現年度収納を優先せず、繰り越してから回収する方法をとってきたことや、周囲の賃借人への影響を考慮して徴収停止や不納欠損処分を極力行わなかったことが考えられる。また、県内他市と比較しても収納率が低いことから、未収金の債権管理が適切に行われているとは言えない。市営住宅は生活弱者のセーフティーネットであり、それぞれの入居者の生活実態に合わ</p>	<p>市営住宅使用料・駐車場使用料については現年度優先収納および過年度滞納の分納という指導を行ってきたが、低所得者などは完納に至らず、滞納を繰り越してしまうことがある。今後は入居者本人はもとより、連帯保証人への電話・訪問等による働きかけの強化を行い、現年度分については完納を目指していく。それでも毎月の納付に至らない場合は、使用許可の取り消し・住宅の明渡しを前提とした交渉を行っていく。</p> <p>また、過年度未収金については、納税課滞納整理室の指導・助言をいただきながら、滞納額の縮減を図っていく。</p>

	<p>せた対応が必要であるものの、他方で納期限内に納付されている入居者との公平性を考慮しながら、滞納者への面談、連帯保証人への働きかけなど、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>未収金の増加が市営住宅入居者全体の納付意識の低下につながることで懸念されることから、未収債権のうち回収が不可能と見込まれる債権については、いたずらに債権として管理することなく、所定の手続による債権放棄も含め、適正な債権管理に努めるとともに、滞納整理に当たっては、目標や年間計画など滞納整理方針を策定して、計画的に実施すること。</p>	
--	---	--